

第5章 計画の推進にあたって

今後ますます多様化する市民ニーズに対応して、本計画に基づき、魅力ある住まい・まちづくりを推進していくためには、市民や関係団体、民間事業者、行政等の各主体が連携を図り、計画的に施策を推進することが必要となります。また、本計画の基本理念を実現するためには、効率的な施策推進が図られるよう、適切な進行管理が行われることにより、施策の実効性が確保される必要があります。

1. 市民との連携

住まい・まちづくり施策は、行政のみで取り組むものではなく、市民自らが主体的に住まいや地域のあり方を決めていくことが重要です。このため、市民団体、地域組織とともに、今までの活動を活かしながら、住まいづくりについての啓発や、住まい・まちの改善活動への取組も必要です。また、必要に応じて、住宅や住環境に関する意見を聴取し、効果的に施策に反映させていきます。

2. 民間事業者との連携

本市は、東三河と西三河地域にまたがる住宅市場の一翼を担っています。市内での住替えや定住を行いやすくするために、民間事業者と連携した居住環境の魅力向上や市内の雇用拡大に向けた取組を行うなど、市内での暮らしの充実を図ることが求められます。

また、専門性を生かして、行政と連携し市民の多様な居住ニーズに対応していくことや、東西の結節点としての利便性、温暖で自然に恵まれた特性を活かした住宅供給などの新たなサービスを展開していくことが期待されます。

3. 庁内関係各課との連携

今後の住まい・まちづくり施策の推進については、福祉や子育て支援、防災、都市整備、環境、産業、市民活動支援など様々な分野との連携や協力を行うことが重要です。このため、全庁的な取組を進めるとともに、関係各課による情報の共有や関連計画との整合性を図りながら、本計画が掲げる理念や目標の実現に向けた取組を行うことが重要です。

4. 計画の進行管理

本計画の進行状況について、施策・事業等の実績及び取組状況などを毎年度点検し、設定した指標について達成状況の確認や各種統計データを用いて現状把握を行うとともに、今後の国の動向や社会経済情勢の変化、上位計画や関連計画の策定・改定の状況などを踏まえ、必要に応じて施策や将来指標等をはじめとする、本計画の見直しを行うなど、PDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

